

平成26年度自動車税納税通知書用封筒広告募集要項

1. 趣旨

愛媛県が発送する自動車税納税通知書用封筒に有料広告を表示することにより、県の新たな財源を確保することを目的とする。この要項は、本封筒の広告主又は広告取扱業者の募集に係る見積り合わせにあたり、必要な事項を定めるものである。

2. 広告を表示するもの

自動車税納税通知書用封筒（年1回 平成26年5月発送）
約315,000通（口座振替等の納税通知書を除く。）

3. 募集の内容等

(1) 募集する広告主又は広告取扱業者

1社募集

(2) 募集広告等の内容

広告の位置 自動車税納税通知書用封筒裏面の上部
(左右188mm×天地65mm)

その他

- ・応募者が広告取扱業者の場合、広告主及び表示する広告の募集は広告取扱業者が行ってください。
- ・愛媛県広告事業実施要綱、愛媛県広告事業の実施に関する表示基準、自動車税納税通知書用封筒広告掲載要領及び平成26年度自動車税納税通知書用封筒広告掲載仕様書に従ってください。
- ・掲載しようとする広告は、その内容等について表示前に県の審査を受けなければ表示することができません。また、県からの内容等の修正等の指示を受けた場合には、これに従っていただく必要があります。
- ・広告作成に係る費用は、応募者が負担してください。
- ・広告掲載に当たって、応募者は、県と広告事業に関する契約を締結する必要があります。（別添契約書案参照）

(3) 最低見積価格

最低見積価格は220,000円とし、この価格には消費税及び地方消費税相当分を含まないこととする。

4. 見積り合わせ参加者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札に参加させることができないとされていない者であること。
- (2) 広告主にあつては、3年以上の営業経験を有する者であること。
- (3) 広告取扱業者にあつては、知事の審査を受け、広告代理業務を主たる業務として営業種目「23 企画・広告・イベント」について、製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた者であり、広告代理業務について、3年以上の営業経験を有する者であること。（法人にあつては、当該業務を法人の目的としていることが、商業登記事項証明書により確認できること。）
- (4) 見積り合わせをする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。

5. 見積り合わせ参加手続き等

(1) 募集要項等の配付期間及び配付場所

配付期間：平成26年1月10日（金）から平成26年1月24日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

配付場所：松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁第2別館3階 愛媛県税務課

(2) 見積り合わせ日時、場所

日時：平成26年1月27日（月） 午後1時30分

場所：松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁第2別館2階公営企業管理局会議室

6. 見積り合わせ

(1) 見積り合わせ参加者又はその代理人は、愛媛県広告事業実施要綱、愛媛県広告事業の実施に関する表示基準、自動車税納税通知書用封筒広告掲載要領及び平成26年度自動車税納税通知書用封筒広告掲載仕様書、別添契約書（案）、愛媛県会計規則（昭和45年4月1日規則第18号。以下「会計規則」という。）及び契約に関して知事が別に定めるものを熟覧のうえ、見積り合わせをしなければならない。見積り合わせ後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 見積り合わせ参加者又はその代理人は、見積書を提出しなければならない。郵送及び電送による見積書提出は認めない。

(3) 見積書及び見積り合わせに係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また見積金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

(4) 見積り合わせは、県が配布する見積書により、提出すること。

(5) 見積り合わせ参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、見積金額は、アラビア数字を用いること。

(6) 見積り合わせ参加者の代理人は、委任状に、見積り合わせの際に代理人が使用する印鑑を押印すること。

(7) 見積り合わせ参加者又はその代理人は、見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。

(8) 見積り合わせ参加者又はその代理人は、その提出した見積書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(9) 見積り合わせ参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、見積り合わせを公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該見積り合わせを延期し、又はこれを廃止することがある。

(10) 見積金額は、契約希望価格に消費税及び地方消費税を加えた金額を見積書に記載すること。

(11) 見積り合わせは、見積り合わせ参加者又はその代理人の面前で行う。ただし、見積り合わせ参加者又はその代理人が見積り合わせ場所に出席しない場合は、県の指定した者を立会させて見積り合わせをする。この場合、異議の申立てはできない。

(12) 見積り合わせ会場には、見積り合わせ参加者又はその代理人並びに見積り合わせ執行事務に係るのある職員及び立会職員以外の者は入室することができない。

(13) 見積り合わせ会場において、次の各号の一に該当する者は、当該見積り合わせ会場から退去させる。

ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

イ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るための連合をした者

(14) 見積り合わせ参加者又はその代理人は、本件に係る見積りについて他の見積り合わせ参加者の代理人となることはできない。

- (15) 見積り合わせをした場合において、見積り合わせ参加者又はその代理人の見積りのうち、予定価格の制限範囲内の価格での見積りがないうちは、直ちに再度の見積り合わせを行う。
- (16) 再見積り合わせにおいて、当初に参加しなかった者は再見積り合わせには参加できない。

7. 無効の見積書

次の各号の一に該当する見積書は、無効とする。

- (1) 見積り合わせに参加する者に必要な資格のない者の提出した見積書
- (2) 同一見積りに対して2以上の見積書提出をしたとき。
- (3) 見積り合わせ参加者本人の氏名及び押印のない、又は判然としない見積書
- (4) 代理人が見積りする場合は、見積り合わせ参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない見積書（見積り合わせ参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く）
- (5) 見積金額の記載が不明瞭な見積書
- (6) 見積金額を訂正した見積書
- (7) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した見積書
- (8) その他、見積り合わせに関する条件に違反した見積書

8. 契約の相手方の決定

- (1) 有効な見積書を提示した者であって、予定価格以上の最高の価格でもって申込みをした者を契約の相手方（以下「契約者」という。）とする。
- (2) 同価格の見積りをした者が二人以上あるときは、直ちに当該見積者にくじを引かせ、契約者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価格の見積りをした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、見積り合わせ執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ契約者を決定するものとする。
- (4) 契約者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、契約の決定を取り消すものとする。

9. 契約保証金

- (1) 契約の相手方は、契約保証金を納付すべきこととされた場合にあつては、指定の期日までに契約保証金又は契約保証金に代わる担保を所定の手続きに従い納付しなければならない。
- (2) (1)に定めるもののほか、契約保証金に係る取扱については、会計規則の規定による。

10. 契約書の作成

- (1) 見積り合わせを執行し、契約の相手方が決定したときは、県の指示により契約書の取りかわしをするものとする。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

11. 契約条項

別添契約書（案）及び添付書類のとおり。

12. その他

(1) 見積り合わせ参加者又はその代理人は、この募集要項、愛媛県広告事業実施要綱、愛媛県広告事業の実施に関する表示基準、自動車税納税通知書用封筒広告掲載要領及び平成26年度自動車税納税通知書用封筒広告掲載仕様書、契約書(案)等を熟読し、遵守すること。

また、愛媛県の指示に従い、円滑な広告事業の執行に協力し、不穏当な言動等により、正常な広告事業の執行を妨げたり、他の応募者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に善良な参加者としての態度を保持しなければならない。

(2) 本件に要する費用は、見積り合わせ参加者又はその代理人の負担とする。

(3) 提出された書類等は返却しない。

13. 自動車税納税通知書用封筒への広告掲載に関するお問合せ先

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県総務部行財政改革局税務課 自動車税係

電話 089-912-2203 (直通) FAX 089-912-2199

電子メールアドレス zeimu@pref.ehime.jp